

議案第120号

世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立幼稚園の預かり保育の利用単位の変更に伴い、預かり保育料の額を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区立幼稚園保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「月額4,000円」を「日額200円」に改め、同条第3項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、施行日以後の日分の預かり保育料（同条例第1条に規定する預かり保育料をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前の日の属する月分の預かり保育料については、なお従前の例による。